

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和5年10月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	8 トン	94 トン
		102 トン	8 トン	94 トン
3	クリーム	62 トン	36 トン	26 トン
		53 トン	25 トン	28 トン
4	粉乳類	51,114 トン	6,237 トン	44,877 トン
		48,333 トン	4,049 トン	44,284 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	440 トン	1,129 トン
		1,569 トン	440 トン	1,129 トン
6	加糖れん乳	206 トン	17 トン	189 トン
		187 トン	17 トン	170 トン
7	ヨーグルト	11 トン	8 トン	3 トン
		11 トン	8 トン	3 トン
8	バターミルク	17 トン	8 トン	9 トン
		17 トン	8 トン	9 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	24,016 トン	33,542 トン
		48,997 トン	17,589 トン	31,408 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	3,661 トン	8,423 トン
		7,453 トン	1,912 トン	5,541 トン
11	バター	16,731 トン	9,164 トン	7,567 トン
		14,046 トン	6,446 トン	7,600 トン
12	豆類	81,156 トン	40,349 トン	40,807 トン
		38,771 トン	21,710 トン	17,061 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	2,792,041 トン	2,905,420 トン
		5,310,622 トン	2,545,405 トン	2,765,217 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	725,156 トン	617,743 トン
		251,859 トン	105,027 トン	146,832 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	358,288 トン	513,564 トン
		871,852 トン	358,288 トン	513,564 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	1,741 トン	2,290 トン
		3,933 トン	1,741 トン	2,192 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	6,313 トン	20,749 トン
		26,794 トン	6,138 トン	20,656 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	75,059 トン	87,539 トン
		162,186 トン	73,665 トン	88,521 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	11,140 トン	8,113 トン
		1,638 トン	11,140 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,536 トン	702 トン	834 トン
		1,491 トン	682 トン	809 トン
20	イヌリン	3,015 トン	1,233 トン	1,782 トン
		67 トン	29 トン	38 トン
21	落花生	44,537 トン	16,422 トン	28,115 トン
		27,828 トン	7,641 トン	20,187 トン
22	こんにやく芋	209 トン	22 トン	187 トン
		209 トン	22 トン	187 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	1,806 トン	7,699 トン
		3,551 トン	385 トン	3,166 トン
24	でん粉調製品	332 トン	669 トン	超過済
		320 トン	304 トン	16 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	1,249 トン	3,599 トン
		2,158 トン	587 トン	1,571 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	5,664 トン	12,170 トン
		2,181 トン	533 トン	1,648 トン
28	繭	3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
		3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
29	生糸	229 トン	100 トン	129 トン
		229 トン	100 トン	129 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。